

特 集 号

6 | 20

平成 22 年 (2010)

# 北区ニュース

北区男女共同参画行動計画  
第4次  
アゼリアプラン  
(特集号)

## 北区男女共同参画行動計画「第4次アゼリアプラン」 を策定しました

この計画は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざして、北区男女共同参画条例に規定する男女共同参画の推進に関する7つの基本理念に基づき、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定しました。

### 1 策定の背景

男女共同参画社会をめざす行動計画「第3次アゼリアプラン」の策定(平成15年6月)以降、少子高齢化は一層進み、IT化の進展による対人コミュニケーションの変化、経済情勢の変動による雇用の不安定化など、社会状況は急激に変化し続けています。

男女共同参画の視点で見ると、法制度の整備や施策の進展もあり、女性の権利や活躍の場は拡大してきましたが、その意欲や能力を活かせる環境は充分整っているとは言えません。また、固定的な性別役割分担意識は、依然として、身近なところから社会のさまざまな場面に残っています。

こうした状況の下で、DVなど暴力の根絶、仕事と生活の調和の推進、女性のチャレンジ支援などさまざまな課題への取り組みの充実と、新たな取り組みを行うことが求められています。

### 2 計画の性格

■この計画は、平成15年度から21年度までに取り組んだ男女共同参画社会をめざす行動計画「北区アゼリアプラン」に続く、第4次の行動計画です。

■この計画は、北区男女共同参画条例第10条に定める行動計画です。

■この計画は、北区男女共同参画審議会の提言を尊重し、策定したものです。

■この計画は、男女共同参画社会基本法に規定する市町村男女共同参画計画として位置づけます。

### 3 計画の期間

平成22年度(2010年度)から26年度(2014年度)までの5カ年計画とします。

### 4 計画策定にあたっての基本的な考え方

■目標の実現に向け、今後5年間に優先的に行う取り組みを計画化します。

■区民、企業、関係機関、NPOなどさまざまな担い手との連携・協働に重点を置いて取り組みを進めます。

■計画の実効性を高めるため、数値目標を設定するほか、進捗を管理・評価するしくみを整えます。

### 基本理念(北区男女共同参画条例第3条から要約)

- ① すべての区民は人権が尊重され、性別による差別を受けず、個性と能力が発揮できる機会が確保されること
- ② 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度・慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること
- ③ すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策・方針の立案・決定に参画できる機会が確保されること
- ④ あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること
- ⑤ すべての区民が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と社会的活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること
- ⑥ すべての区民が互いの性を理解し、意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること
- ⑦ 地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に男女共同参画が推進されること

### 課題ごとの数値目標一覧

	課 題	指 標	現状値	計画期間中の目標値
目標1	1. あらゆる暴力・暴言の根絶	過去2年間に配偶者等から暴力を受けた人のうち、警察・公共機関に相談した人の割合(男女共同参画に関する意識・意向調査)	平成20年度 11.6%	平成25年度 30%
	2. 生涯を通じた心と体の健康支援	過去1年間に健康診断を受けた人の割合(男女共同参画に関する意識・意向調査)	平成20年度 男性80.1% 女性71.5%	平成25年度 男女とも100% に近づく
目標2	1. 仕事と家庭生活の両立	「とうきょう次世代サポート企業」に登録している北区の事業所数	平成21年度 24社	平成26年度 80社
	2. 子育てや介護を安心して行うための環境整備	保育サービス(保育所、認証保育所、保育室、家庭福祉員)の定員数(北区保育計画)	平成21年 4月1日 5,128人	平成26年 4月1日 5,793人
	3. 働く場における男女共同参画の推進	子育て支援制度の利用促進に取り組んでいる企業(北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート)	平成20年度 52.9%	平成26年度 60%
目標3	1. あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成	「男は仕事、女は家庭」と思わない人の割合(男女共同参画に関する意識・意向調査)	平成20年度 49%	平成25年度 60%
	2. 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	審議会等の女性委員の割合	平成20年度 26.9%	平成26年度 40%
	3. 日常生活における男女共同参画の推進	男女共同参画条例、男女共同参画センターの認知度(男女共同参画に関する意識・意向調査)	平成20年度 条例18.6% センター15.4%	平成25年度 条例60% センター60%

## 5 計画の内容

### 目標1

#### 人権を尊重し 健康な生活 を実現する地域社会

男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会をめざします。

### 課題1

#### あらゆる暴力・暴言の根絶

暴力をなくし、暴力防止への理解を広げていくためには、さまざまな機会を捉えて幅広い普及啓発活動を行う必要があります。警察や医療機関、民間団体などとの連携を強めながら、被害者の早期発見から自立まで、切れ目のない支援を行うことが重要です。

#### 施策の方向

- DVの防止
- 相談体制の整備と自立支援
- 児童虐待・高齢者虐待の防止
- セクハラ・パワハラの防止
- メディアによる人権侵害の防止

### 課題2

#### 生涯を通じた心と体の健康支援

思春期や高齢期など生涯を通し、男女がともに自分や相手の体の特徴や機能の理解を深め、互いに思いやりを持ちながら、健康に生涯を過ごしていくことは、男女共同参画を進める上でも、とても重要なことです。

#### 施策の方向

- 妊娠・出産期における支援
- 健康づくりへの支援
- 健康に安心して生活するための支援

### 目標2

#### 仕事と家庭・ 地域生活を両立 できる地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択し、仕事と家庭や地域生活をバランス良く両立できる地域社会をめざします。

### 課題1

#### 仕事と家庭生活の両立

働く人とその家族が、仕事と家庭生活をバランス良く両立させていくためには、男性の長時間労働など、従来の働き方の見直しを進め、男女がお互いに協力して家事や育児を分担することなどが必要です。また、時間的な余裕を地域活動への参加に振り向ければ、地域の活性化にもつながります。

#### 施策の方向

- 企業への働きかけと支援
- 男女がともに担う家庭生活
- いつでもどこでも情報を得られる環境

### 課題2

#### 子育てや介護を安心して 行うための環境整備

少子高齢化が進み、個人と地域の関わりが薄くなっている中で、仕事と家庭生活を両立するためには、子育てや介護を地域社会全体の問題として捉える必要があります。不安や孤独感をひとりで抱えこむことなく、安心して子育てや介護を行える環境を整えることが重要です。

#### 施策の方向

- 子育て支援の充実
- 多様な保育サービスの提供
- 介護をサポートするしくみづくり

### 課題3

#### 働く場における 男女共同参画の推進

働くことは、男女がともに能力や個性を生かし、充実感ややりがいを感じながら、社会の発展に役立つという重要な意味を持っています。働く人々にとっては、働く意欲と能力を維持向上することができ、子育て期など人生の各段階に応じて働き方を選べるといった、男女がともに働きやすい環境を整えることが重要です。

#### 施策の方向

- 女性の就労支援
- 女性の起業支援
- ポジティブアクションの推進

### 目標3

#### 男女が あらゆる分野で 学び参画する 地域社会

男女が自らの意志によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会をめざします。

### 課題1

#### あらゆる学びの場を通じた 男女共同参画意識の形成

区では、平成18年6月に「北区男女共同参画条例」を制定し、男女共同参画の推進に努めていますが、男女共同参画意識の形成を進めるためには、学校や家庭・生涯学習の場など、さまざまな場面で啓発を行うなど一層の取り組みが必要です。

#### 施策の方向

- 育ちの場における男女共同参画意識の形成
- 家庭における男女共同参画意識の形成
- 地域における男女共同参画意識の形成

### 課題2

#### 政策・方針決定過程への 男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現には、男女がともに政策や方針を決定する過程に参画することが重要です。性別や年齢にとらわれず、実際に活動の中心となる人々がバランス良く政策・方針決定過程の場に参画できるようしくみづくりを進めていく必要があります。

#### 施策の方向

- 政策・方針決定の場への参画促進
- 管理・監督者への登用と職域の拡大

### 課題3

#### 日常生活における 男女共同参画の推進

男女共同参画推進のためには、日常生活において、仕事や家庭の責任を男女で分担し、協力し合って、生活の充実度を増していくことが大切です。そのためには、身近な生活場面での行動を、男女共同参画という視点から検証することが必要です。

#### 施策の方向

- 身近な生活場面における男女共同参画
- 男女がともに自立し生活するための支援
- 多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大

## 計画を 推進するための しくみ

### 課題1

#### 区の推進体制の充実

アゼリアプランに掲げた、目標とする地域社会の実現に向かって取り組みを進めていくためには、区の推進体制の充実が必要です。

#### 施策の方向

- 職員の意識啓発
- 計画の進捗管理
- 拠点施設の機能強化

### 課題2

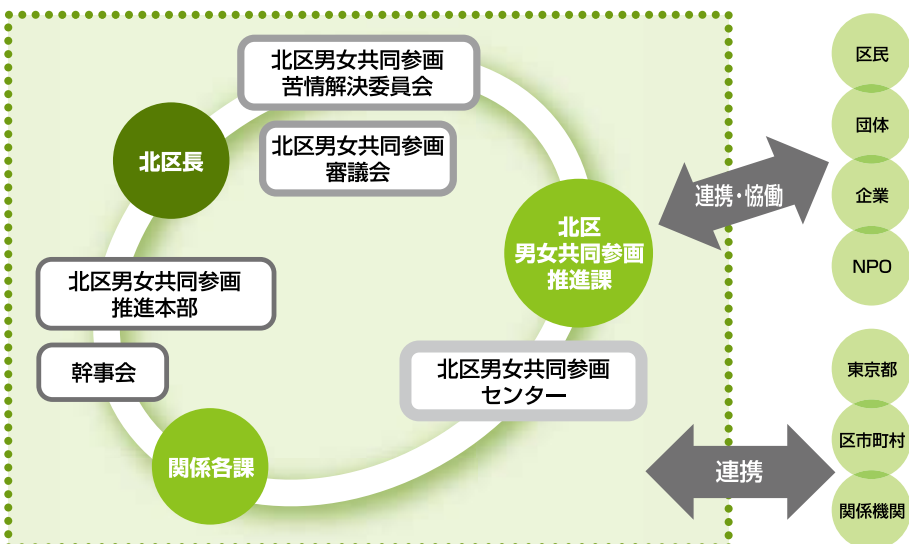
#### 区民、関係機関等との連携

男女共同参画はさまざまな分野にまたがる課題であり、行政のみで推進していくことは困難です。地域の課題解決に取り組むにあたっては、区民、企業や関係機関など、地域のさまざまな担い手との連携・協働が不可欠です。

#### 施策の方向

- 区民・関係機関等との連携

### 北区男女共同参画推進体制



### 男女共同参画施策を推進するための拠点施設

#### 男女共同参画センター「スペースゆう」施設案内

#### \*施設概要\*

- 情報コーナー/図書、行政資料、雑誌、DVD等の閲覧・貸出
  - 多目的室・活動コーナー・ミーティングルーム、交流サロン、相談室、保育室
  - ギャラリー・プラネタリウムホール
- ※有料の施設が一部あります

#### \*所在地\*

〒114-8503  
北区王子1-11-1 北とびあ5・6階

#### \*開館時間\*

午前9時～午後9時  
(日曜日午前9時～午後5時)  
※休館日：月曜日(祝日のときは翌日)、祝日、年末年始

